

人事異動の方針について

～やりたい仕事、任せます！～

総 務 部
人 事 課
直 通 055-934-4707

新たな人事異動方針を定め、配属・異動に関するルールを明確に示すことで、人事異動に対する「予見可能性」を高め、主体的に成長しようとする組織風土の醸成を目指します。

■ 概要

近年、学生や若手職員において、自身のキャリアパスやジョブローテーションに対する関心が非常に高まっており、配属や異動に対する不安を抱えるケースが見受けられる。

そのため、配属・異動に関するルールを明確に示して「予見可能性」を高めることで、職員の不安を払拭し、主体的に成長しようとする組織風土の醸成を目指します。

■ 新たな人事異動ルールのポイント

1 評価に基づく優先配属

人事評価（新規採用職員については採用試験結果）が上位の者から順に、希望する所属へ優先的に配属します。

2 希望数の上限撤廃

これまでの勤務意向調査（異動希望の調査）では「第 2 希望」までとしていた回答枠を拡張し、上限を設けずに希望部署を受付けます。

■ 対象者

一般事務（行政職給料表 1 級から 3 級まで）

■ その他

本取り組みは、「やりたい仕事に挑戦できる環境」として本市の採用活動においても積極的に PR し、優秀な人材の確保につなげてまいります。

■ 問合せ等

総務部 人事課 人事係 055-934-4707

